（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　［略］ ２　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する無線局に限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一　同上］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十二号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　本省 第一節　内部部局 第一款～第三款　（略） 第四款　不動産・建設経済局（第四十二条―第四十三条の三） 第五款～第十七款　（略） 第二節～第四節　（略） 第二章・第三章　（略） 附則	目次 第一章　本省 第一節　内部部局 第一款～第三款　（略） 第四款　不動産・建設産業局（第四十二条―第四十三条の四） 第五款～第十七款　（略） 第二節～第四節　（略） 第二章・第三章　（略） 附則
（土地経済企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官） **第四十二条の五**　土地経済課に、土地経済企画調整官一人及び鑑定官七人並びに主任分析官、分析官及び地価公示推進官それぞれ一人を置く。 ２　土地経済企画調整官は、命を受けて、土地経済課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。 ３～６　（略） （水利調整室並びに水政企画官、法務企画調整官及び河川利用企画調整官） **第五十八条**　水政課に、水利調整室並びに水政企画官、法務企画調整官及び河川利用企画調整官それぞれ一人を置く。 ２～４　（略） ５　法務企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。 二　（略） ６　（略）	（地価調査企画調整官、鑑定官、主任分析官、分析官及び地価公示推進官） **第四十二条の五**　地価調査課に、地価調査企画調整官一人及び鑑定官七人並びに主任分析官、分析官及び地価公示推進官それぞれ一人を置く。 ２　地価調査企画調整官は、命を受けて、地価調査課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。 ３～６　（略） （水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官） **第五十八条**　水政課に、水利調整室並びに水政企画官、法務調査官及び河川利用企画調整官それぞれ一人を置く。 ２～４　（略） ５　法務調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の企画及び立案に必要な調査に関すること（上下水道企画課の所掌に属するものを除く。）。 二　（略） ６　（略）